

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第5期計画期間 第10回会議)

日時：平成26年9月24日(水)

午後7時00分

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 地域密着型特別養護老人ホームの募集結果について (資料1)
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(補助なし)の募集結果について (資料2)
- (3) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、複合型サービス及び認知症対応型通所介護の募集結果について (資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について (資料4)
- (5) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について (資料5)
- (6) 他市町村の事業者の指定について (資料6)
- (7) 施設の整備状況について (資料7) (参考資料7-1)

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について (資料8) (参考資料8-1~8-8)
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について (資料9) (参考資料9-1)
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について (資料10)
(参考資料10-1~10-14)

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料 1 地域密着型特別養護老人ホームの募集結果について
- 資料 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(補助なし)の募集結果について
- 資料 3 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、複合型サービス及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- 資料 4 地域密着型サービス事業の廃止について
- 資料 5 地域密着型サービス事業の指定事項変更について
- 資料 6 他市町村の事業者の指定について
- 資料 7 施設整備状況一覧表(第5期計画期間内)
- 参考資料 7-1 施設整備状況一覧表(平成26年9月1日現在)
- 資料 8 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 8-1~8-8 資料8に係る事業概要、事業所位置図
- 資料 9 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料 9-1 地域密着型サービス事業所に対する実地指導等の実施状況について
- 資料 10 認知症対応型共同生活介護整備事業の応募状況及び選定について
- 参考資料 10-1~10-14 資料10に係る地域密着型サービス事業計画

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第5期計画期間 第10回会議）議事録

日時：平成26年9月24日（水）19:00～

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

阿部淳子委員、阿部一彦委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員
以上5名、五十音順

（太田雅夫委員、小坂浩之委員、田口美之委員、土井勝幸委員 欠席）

【仙台市職員】

高橋健康福祉局保険高齢部長、米内山高齢企画課長、草刈介護予防推進室長、
宮野介護保険課長、後藤青葉区障害高齢課長、加藤宮城野区障害高齢課長、
佐藤若林区障害高齢課長、小口高齢企画課施設係長、阿部介護保険課管理係長、
高橋介護保険課主幹兼介護保険係長、中野介護保険課指導第一係長

（小原太白区障害高齢課長、山縣泉区障害高齢課長欠席）

<議事要旨>

1. 開会

会議の公開、非公開の確認 議事については非公開 → 異議なし

議事録署名委員については阿部淳子委員を指名 → 阿部淳子委員了承

2. 報告

- (1) 地域密着型特別養護老人ホームの募集結果について
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(補助なし)の募集結果について
- (3) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、複合型サービス及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について
- (5) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について
- (6) 他市町村の事業者の指定について
- (7) 施設の整備状況について

委員：資料1について、地域密着型特別養護老人ホームが選定されなかった特別な理

由はあったのか。

事務局：選定委員会を開催した結果、得点が採択基準である点数まで達しなかったことから選定に至らなかったものである。

委員：資料4について、これは事業所の名称変更ということか。

事務局：10月1日に小田原に開所するグループホームと一緒に認知デイを運営したいということで、現在木ノ下にある認知デイを廃止し、移転するものである。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

事務局より説明

委員：参考資料8-3について、通常の事業実施地域がとても広範になっているが、随時訪問が適切にできるか心配である。

事務局：当該事業者については他都市でも定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を展開しており、経験豊富である。また、主となる事業所の他にも拠点を設けてサービスを提供することで広いエリアをカバーすることを確認している。さらに人員配置に関しても、随時訪問が十分可能な人員が確保されていることを確認している。

委員：日中帯でもどれくらいの時間で駆けつけることができるか、というところが利用者にとっても重要になってくると考えられるので、その点に関しては今後も注意してほしい。

委員：参考資料8-1～8-3の中で看護職員の記載があるものとないものがあるが、これらの違いは何か。

事務局：一体型の事業所については事業所内に看護職員の配置があるため記載があるが、連携型の事業所については連携する訪問看護事業所に看護職員が配置されており、事業所内には配置されないため、記載がされていないものである。

委員：1人の計画作成責任者が担当できる人数の上限は決まっているのか。

事務局：特に決まっていないが、業務量等に応じて適切な員数を確保することとなっている。

委員：1つの事業所で受け入れられる定員の上限は決まっているのか。

事務局：特に決まっていないが、実地指導等で適切なサービスを提供できているかどうかチェックしていく。

委員長：他に質問がなければ、この資料にある業者を指定してよいか。

(異議等なし)

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

事務局より説明

委員長：質問がなければ、この資料にある業者の指定の更新をしてよいか。

(異議等なし)

(3) 認知症対応型共同生活介護事業の応募状況及び選定について

事務局より説明

委員：生活保護受給者に対する料金設定やサービス提供についての考え方などを選定基準の中に設けていただきたい。また、開所時の人員確保だけではなく、馴染みの関係を構築するための職員確保の工夫についても選定基準の中に設けていただきたい。

事務局：今後、各事業者に対しヒアリングを行う予定なので、今の点についても確認し、よりよい事業者を選定したい。

委員：医療機関とグループホームが24時間連携を取れるような体制を構築してもらいたい。

委員長：ほかに質問がなければ、この議案を承認してよいか。

(異議等なし)

4. その他

委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明